

労使間での悩みやトラブルを抱えていませんか？ 雇用のトラブルで困ったら… まずは相談を！

無料

岡山県労働委員会では、県内の事業所に勤務する労働者個人と使用者との間に発生した労働条件等に関するトラブルを迅速に解決するため、電話や面談による「相談」と、当事者間で解決策を探る「あっせん」を行っています。

秘密
厳守

解雇
雇止め

賃下げ

時間外
労働

パワハラ
セクハラ

配置転換

お気軽にご相談ください

1 労働者個人と使用者との トラブルが起こったら



2 労働委員会へ相談してみよう



事務局職員が解決に向けたアドバイスや制度の説明を行います。
相談者があっせんを希望する場合には、申請書を提出してください。

3 専門家があっせんを行います。



※あっせんとは、公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者委員（労働組合役員など）、使用者委員（経営者、使用者団体役員など）が3名1組で、中立・公正な立場から話し合いによるトラブル解決をお手伝いする制度です。

お問合せ先

岡山県労働委員会事務局

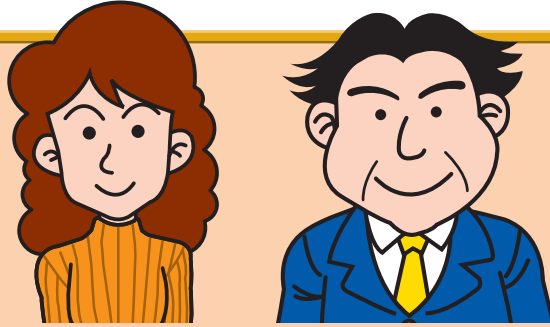
電話 086-226-7563

メール kobetsu@pref.okayama.lg.jp

相談時間 平日8:30~17:15



～雇用のトラブル まず相談～
相談とあっせんの流れ



労働者個人・使用者

まず相談！

- 事務局まで電話やメールでご相談ください。

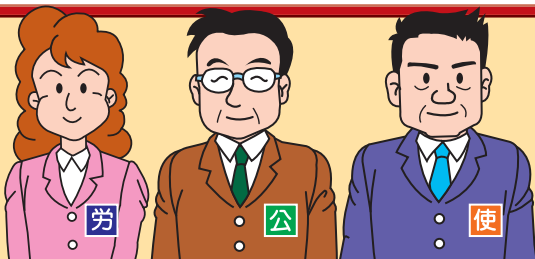
希望により

あっせんの申請

- 所定の申請書を直接事務局に提出してください。

事前聞き取り

- 労使双方に紛争内容など事前聞き取りをいたします。



あっせん

- 公益委員、労働者委員、使用者委員が3名1組で、労使双方の主張を確かめ、紛争の解決に努めます。

解決

打切り

※相手方(被申請者)があっせんに応じない場合などには、あっせんは打切りとなります。
※申請はいつでも取下げができます。